

平成 23 年度

津山圏域資源循環施設組合会計補正予算書  
(第 2 次)

議案第13号

平成23年度 津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第2次）

平成23年度 津山圏域資源循環施設組合会計の補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

平成23年11月18日 提出

津山圏域資源循環施設組合  
管理者 宮 地 昭 範

第1表

## 債務負担行為

事項	期間	限度額
津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業	平成23年度 ～ 平成47年度	津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業の実施に要する経費

債務負担行為で平成24年度以降にわたるものについての平成22年度末までの  
支出額又は支出額の見込み及び平成23年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	平成22年度末までの 支出(見込)額		平成23年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
津山圏域クリーンセンター 施設建設・運営事業	津山圏域クリーン センター施設建 設・運営事業の実 施に要する経費			平成 23~47年度	限度額	支出予定額 のうち国県 支出金額	支出予定額 のうち地方 債発行額		支出予定額 のうち特定 財源を差し 引いた額